

簡易専用水道保守点検業務

1 基本的事項

上水道を使用している「新町団地」、「築添団地」、「高島団地」について、水質検査及び貯水槽検査を実施するものとする。

2 健康管理

作業に従事する者は、健康を常に維持し、腸管系感染症の有無について6ヶ月に1回検査を受け、病原体を保有していないことを確認するものとする。

3 保守点検要領

(1) 水質検査

味、色、臭気及び残留塩素濃度の測定を週1回行うものとする。

(2) 貯水槽の状態検査

受水槽、高架水槽について、次の項目に関する確認を行うものとする。

- ・マンホール付近の整理状況確認
- ・マンホールの施錠確認
- ・水槽のひび割れ、水漏れ状況の確認
- ・汚水、異物等の混入（沈殿）状況確認
- ・通気管、オーバーフロー管の防虫網の状況確認
- ・その他必要と思われるもの

4 業務を行う市営住宅

団地名 (住所)	水質検査回数 (残留塩素濃度)	貯水槽検査回数	備考
新町団地 (新町6番1号)	週1回	年2回	受水槽
築添団地 (築添町1640番地2)	週1回	年2回	受水槽
高島団地 (高島町4536番地)	週1回	年2回	受水槽及び高架水槽